

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	

【改正の概要】

危機的状況にある治安を回復するための体制及び大規模テロ対策のための体制を確立するため、警察法施行令別表第1により定められている地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準が改正され、愛媛県における地方警察職員たる警察官の定員の基準が20人増員されることに伴い、警察職員の定数を次表のとおり改定する。

警察庁が平成16年度予算で要求していた地方警察官の増員が全国で3,150人認められ、本県においては、20人が予算措置されることになった。

区分	警察官					警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補及び巡査部長	巡査	計		
15年度 (増減)	97人 (+1人)	198人 (+2人)	1,319人 (+24人)	690人 (+13人)	2,304人 (+40人)	435人 (4人)	2,739人 (+36人)
16年度 (増減)	97人	199人 (+1人)	1,331人 (+12人)	697人 (+7人)	2,324人 (+20人)	430人 (5人)	2,754人 (+15人)
17年度 (増減)	97人	199人	1,331人	697人	2,324人	425人 (5人)	2,749人 (5人)
18年度 (増減)	97人	199人	1,331人	697人	2,324人	423人 (2人)	2,747人 (2人)
19年度 (増減)	97人	199人	1,331人	697人	2,324人	417人 (6人)	2,741人 (6人)
20年度以降 (増減)	97人	199人	1,331人	697人	2,324人	415人 (2人)	2,739人 (2人)

警察官以外の職員の定数は、第2条において415人と規定されているが、別途一部改正条例の附則(平成15年条例第36号)により、上記のとおり段階的に減少するよう規定されている。

よって、今回の改正では第2条中の警察官の定数のみを改定(+20人)する。

なお、警察官20人の増員については、16年度の採用時においては巡査として採用することから、階級別定数に欠員が生じることとなるため、その欠員分の定数を下位の階級の定数に流用することができる旨を規定する。

施行日 平成16年4月1日

【その他参考事項】